

平成 30 年 度

第 1 回 川口市商工行政審議会

資 料

日 時 平成 30 年 5 月 21 日 (月) 午前 10 時

場 所 本庁舎 2 階 第 3 会議室

川口市商工行政審議会

次 第

1 開 会

2 委嘱書の交付

3 会長・副会長の互選

4 議 題

- (1) 川口市地域貢献事業者選考部会委員の選出について

5 報告事項

- (1) 平成30年度商工費予算について
- (2) 川口市産業振興指針の改定について
- (3) SKIPシティ国際Dシネマ映画祭2018の開催について
- (4) 第11回中小企業都市サミット in 川口について
- (5) 住宅宿泊事業法（民泊）について
- (6) 川口市ポイント券発行事業について
- (7) 川口市市産品フェア2018の開催について
- (8) 第3回 川口宿 鳩ヶ谷宿 日光御成道まつりの開催について

6 その他

7 閉 会

議題（１） 川口市地域貢献事業者選考部会委員の選出について

○事業の内容について

1 目 的

- (1) 地域貢献活動を実施している中小企業を、「まちづくり」に貢献する事業者として公的に認定し、地域、市民、顧客、取引先及び金融機関等からの信用力を向上させることで、事業経営の向上につなげる。
- (2) 中小企業、市民及び行政が協働のまちづくりを行っていくことで、様々な社会的課題の解決と産業及び地域社会の発展に寄与する。

2 認定の対象となる事業者

社会的課題の解決に向けた取り組みを実施している事業者かつ地域貢献活動が事業経営の向上につながることを認識している事業者。

- (1) 中小企業者（個人事業主も含む）、農業者
- (2) 中小企業等協同組合法に規定する中小企業等協同組合
- (3) 農業協同組合法に規定する農業協同組合
- (4) 商店街（任意商店街も含む）
- (5) その他市長が認めた者

3 認定期間 3年（更新3年）

4 募集時期 平成30年5月23日～6月13日

5 支援策等

- (1) 認定、表彰及び認定事業者PR支援
 - ア 地域貢献事業者認定式
 - イ 地域貢献活動表彰（活動の実績に基づく表彰状及び報奨金の授与）
（認定期間（更新は含まず） 1回限り 1事業者あたり10万円）
 - ウ 認定事業者を市内外へ周知（HP、パンフレット配布、記者発表等）
- (2) 認定事業者の特典
 - ア 地域貢献事業者資金融資制度
 - イ 商店街、製造業が実施する地域コミュニティ活動に対する補助制度
 - ① 住工共生コミュニティ活動事業補助金（補助率30%→50%）
 - ② 商店街コミュニティ活動事業補助金（補助率30%→50%）
 - ウ 事業所税相当額の一部を補助
（認定期間（更新は含まず） 1回限り 1事業者あたり10万円）
 - エ 展示会等出展事業助成金〔公益財団法人川口産業振興公社〕
（限度額30万円→40万円）
 - オ 市が発注する公共工事のうち、川口市総合評価方式を採用する公共工事において加点される項目を設定（選択評価項目 1点）

○選考部会委員の選出について

1 審議事項について

川口市地域貢献事業者認定事業実施要綱第6条の規定による。

(審査及び認定等)

第6条 市長は、第5条に規定する認定の申請があったとき又は、第11条第1項に規定する認定の更新の申請があったときは、認定の是非について審査を行うものとする。

2 市長は、事業者等の審査を行うときは、川口市商工行政審議会に諮問するものとする。

2 部会の設置について

川口市商工行政審議会条例第10条の規定による。

(部会)

第10条 審議会において、特別な事項を調査審議するため必要があるときは、部会を置くことができる。

3 委員の選出について

川口市商工行政審議会規則第2条第1項の規定による。

(部会の組織等)

第2条 条例第10条の規定による部会の設置、調査審議事項及び委員構成等については、審議会の議決により定める。

川口市地域貢献事業者認定事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地域社会への貢献活動を行う事業者等を地域貢献事業者として認定をすることにより、事業者等の社会的信頼の向上を促進し、市内産業の活性化を図ることを目的とする。

(認定対象者)

第2条 認定を受けることができる者は、次の(1)から(3)のいずれかに該当する者(以下「事業者等」という。)とする。

- (1) 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項及び第5項に規定する中小企業者(以下「中小企業者」という。)並びに農業協同組合法(昭和22年法律第132号)第3条第1項に規定する農業者
- (2) 中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)第3条に規定する中小企業等協同組合及び農業協同組合法第4条に規定する農業協同組合のほか市長が適当と認めた団体
- (3) その他市長が認めた者

(申請要件)

第3条 認定の申請をすることができる者は、次の各号に掲げる要件を備えている事業者等でないといけない。

- (1) 別表に該当する事業者等でないこと。
- (2) 市内に事務所又は事業所を有し、申請時において3年以上継続して事業を営んでいること。
- (3) 市税及び労働保険料を滞納していないこと。

(募集方法)

第4条 申請の受付は年1回とし、申請時期等は市長が定める。

(申請方法)

第5条 事業者等が認定の申請を受けようとするときは、次の書類を市長へ提出しなければならない。

- (1) 様式第1号の申請書
- (2) 様式第2号の取り組みチェックリスト
- (3) 様式第3号の目標設定シート
- (4) 様式第4号の宣言書
- (5) 法人にあつては履歴事項全部証明書、個人にあつては個人事業の開廃業等届出済証明書
- (6) 許認可等を要する業においては、当該許認可を受けていることを証する書類の写し
- (7) 法人にあつては、労働保険、個人にあつては国民健康保険、国民年金又は後期高齢者医療保険に係る支払いを証する書類の写し
- (8) 過去3年間の決算書(貸借対照表、損益計算書)の写し、個人にあつては、確定申告書(控え)の写し(税務署受付印のあるもの)又は国税電子申告納税システム(e-Tax)により申告している場合は、受信通知及び申告データ出力分の写し
- (9) 様式第5号の納税確認のための同意書
- (10) 事業内容に関する資料(パンフレット等)
- (11) その他市長が必要と認める書類

(審査及び認定等)

第6条 市長は、第5条に規定する認定の申請があったとき又は、第11条第1項に規定する認定の更新の申請があったときは、認定の是非について審査を行うものとする。

- 2 市長は、事業者等の審査を行うときは、川口市商工行政審議会（以下「審議会」という。）に諮問するものとする。
- 3 市長は、前項の審査の結果を踏まえ、地域貢献事業者の認定を行う。
- 4 市長は、前項の規定による認定又は認定の更新をしたときは、当該地域貢献事業者（以下「認定事業者」という。）に対し、様式第6号の認定書及び認定プレートを交付し、認定しなかったときはその旨を通知するものとする。

(認定内容の変更)

第7条 認定事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、様式第7号の認定事項変更届出書を速やかに市長に提出しなければならない。

- (1) 第5条第1号の申請書に記載されている事項に変更があったとき。
- (2) 目標設定シートの変更が必要な事由が発生したとき。
- (3) その他申請書類等に変更が生じたとき。

(認定の取消し)

第8条 市長は、認定事業者が次の各号のいずれかに該当するとき又は該当するおそれがあると認めるときは、認定を取り消すことができる。

- (1) 第2条に規定する認定対象者及び第3条に規定する申請要件を欠くに至ったとき。
- (2) 虚偽の申請により認定を受けたとき。
- (3) 第13条第2項に規定する事業の進捗状況の報告がなされないとき。
- (4) その他取消すべき重大な事由が生じたと認められるとき。

(認定の辞退)

第9条 認定事業者は、認定継続の意思が無くなったときは、様式第8号の届出書により、市長にその旨を届け出なければならない。

(認定の期間)

第10条 第6条第3項の規定による認定の期間は、当該認定をした日から3年間とする。

- 2 市長は、前項の規定による認定の有効期間が終了となる場合において、前条の規定による認定の辞退があったときを除き、次条の規定により認定の更新をすることができる。

(認定の更新)

第11条 認定事業者が認定の更新を受けようとするときは、認定期限の到来する月の2ヶ月前までに、次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 様式第1号の申請書
 - (2) 様式第3号の目標設定シート
 - (3) 法人にあつては履歴事項全部証明書、個人にあつては個人事業の開廃業等届出済証明書
 - (4) 許可、認可又は免許を要する業にあつては当該書類の写し
 - (5) その他市長が必要と認める書類
- 2 更新の認定期間は、前回の認定期間が終了する日の翌日から3年間とする。

(公表等)

第12条 市は、認定事業者及び取組み内容等を公表するものとする。

- 2 市は、認定事業者が実施する事業活動に対し必要な支援を行うものとする。
- 3 市は、地域貢献活動の促進を図るための情報提供など、必要な支援を行うものとする。

(認定事業者の役割)

第13条 認定事業者は、次の各号に掲げる事項を行うとともに、市及び市民との連携及び協力の促進に努めるものとする。

- (1) 第6条第4項に規定する認定証を事務所内又は事業所の入口等に掲げること。
- (2) 認定を受けた日から1年ごとに、目標設定シートにおける事業の進捗状況について市長へ報告すること。
- (3) 認定事業者は互いに連携及び協力し、地域経済の振興及び地域社会の発展に貢献するとともに、市が実施する事業に対し、協力するよう努めること。

(認定事業者の表彰)

第14条 市は、認定事業者が前条第1号及び第2号の規定による役割を行っていると思われる場合は、1回に限り表彰を行うものとする。

2 表彰は、被表彰者に対し表彰状及び報奨金10万円を贈呈してこれを行う。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年5月16日から施行する。

(設置)

第1条 商工振興に関する諸施策の総合的な推進を図るため、川口市商工行政審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じて、中小企業の近代化、構造改善事業及び流通機構の改善策等商工振興施策の重要事項について調査審議する。

2 審議会は、前項に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べることができる。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 知識経験者
- (2) 商業関係団体を代表する者
- (3) 工業関係団体を代表する者

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(臨時委員)

第6条 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員若干人を置くことができる。

2 臨時委員は、当該事項について専門的知識を有する者及び関係行政機関の職員のうちから市長が委嘱する。

3 臨時委員の任期は、その任務の達成に必要な期間とする。

(会長及び副会長)

第7条 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、審議会の会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第8条 会長は、審議会の会議を招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席及び資料の提出)

第9条 審議会は、必要があるときは、関係者の出席及び関係資料の提出を求めることができる。

(部会)

第10条 審議会において、特別な事項を調査審議するため必要があるときは、部会を置くことができる。

2 部会の構成及び運営等について必要な事項は、別に規則で定める。

(幹事)

第11条 審議会に幹事若干人を置き、市長が市職員のうちから任命する。

2 幹事は、審議会の所掌事務について会長、副会長及び委員を補佐する。

(庶務)

第12条 審議会の庶務は、経済部において処理する。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則 (平成10年3月24日条例第21号)

この条例は、平成10年5月15日から施行する。

(趣旨)

第1条 この規則は、川口市商工行政審議会条例（昭和53年条例第61号。以下「条例」という。）第10条第2項及び第13条の規定に基づき、川口市商工行政審議会（以下「審議会」という。）の運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(部会の組織等)

第2条 条例第10条の規定による部会の設置、調査審議事項及び委員構成等については、審議会の議決により定める。

- 2 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によって定める。
- 3 部会長は、部会の事務を掌理し、部会の審議の経過及び結果について審議会に報告しなければならない。
- 4 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちからあらかじめ部会長が指定する者がその職務を行う。

(部会の会議)

第3条 部会の会議の運営については、審議会の会議の運営の例による。

- 2 部会長は、必要に応じ2以上の部会の合同会議を開催することができるものとする。
- 3 部会は、必要があるときは、関係者の出席及び関係資料の提出を求めることができる。
- 4 前3項に規定するもののほか、部会の会議の運営について必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。

(会議録の作成)

第4条 会長及び部会長は、会議を開催したときは、会議の日時及び場所、出席委員の氏名、会議の概要その他必要な事項を記載した会議録を作成するとともに、必要に応じて市長に報告するものとする。

- 2 会議録には、会長又は部会長並びに会長又は部会長が指名する出席委員1人が署名しなければならない。

(答申等)

第5条 審議会は、市長の諮問に対する答申及び意見の具申をする場合において、特に必要があると認めるときは、審議過程における参考意見、附帯意見その他行政執行上配慮すべき事項を答申

書又は意見書に併記することができる。

(幹事)

第6条 条例第11条に規定する幹事は、経済部長、経済部産業労働政策課長、経済部経営支援課長及び経済部産業振興課長の職にある者をもって充てる。

附 則

この規則は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則 (昭和54年4月27日規則第23号)

この規則は、昭和54年5月1日から施行する。

附 則 (昭和55年6月27日規則第14号抄)

(施行期日)

1 この規則は、昭和55年7月1日から施行する。

附 則 (昭和57年3月27日規則第4号抄)

(施行期日)

1 この規則は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則 (昭和59年5月31日規則第34号抄)

(施行期日)

1 この規則は、昭和59年6月1日から施行する。

附 則 (昭和61年3月27日規則第15号)

この規則は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則 (平成10年3月31日規則第11号)

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年3月31日規則第28号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年3月29日規則第10号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年6月23日規則第94号)

この規則は、平成28年7月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月31日規則第10号)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

川口市地域貢献事業者選考部会運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は、川口市商工行政審議会条例（昭和53年川口市条例第61号）第10条第1項の規定に基づき、川口市商工行政審議会（以下「審議会」という。）に設置する川口市地域貢献事業者選考部会（以下「選考部会」という。）の運営について、川口市商工行政審議会規則（昭和53年川口市規則第35号）の規定に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 選考部会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 地域貢献事業者の認定に係る申請書類及び更新申請書類の審査に関すること。
- (2) 実地審査に関すること。

(選考基準)

第3条 地域貢献事業者の選考の基準は次のとおりとする。

- (1) 社会的責任を認識し、地域貢献活動に積極的に取り組んでいること。
- (2) 法令等を遵守し、市内産業の模範となり、地域社会から信頼されていること。
- (3) 地域社会の発展のため、市及び市民との連携及び協力を積極的に図っていること。

(審査等)

第4条 選考部会は、地域貢献事業者の認定に係る申請書類又は更新申請書類及び実地審査の結果が前条に規定する選考基準に適合しているか否かを審査し、当該審査結果を審議会に報告するものとする。

- 2 選考部会は、実地審査を専門家等に実施させることができる。
- 3 申請者と関係する委員は、当該審査に関与してはならない。

附 則

この要綱は、平成25年7月8日から施行する。

地域貢献事業者認定事業 スケジュール（30年度予定）

	5月			6月			7月			8月			9月			10月		
	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬
地域貢献事業者募集			←→ 募集期間 5月23日～6月13日															
商工行政審議会			● 第1回 5月21日														● 第2回	
経営診断				←→ 実地審査 6月14日～7月15日			←→ 報告書取りまとめ ～8月10日											
(商工行政審議会) 地域貢献事業者選考部会						● 第1回						● 第2回						
地域貢献事業者認定式																		● 10月26日

報告事項（１） 平成30年度商工費予算について

平成30年度 商工費予算説明

総括表

歳出

(単位:千円)

款	項	目	平成30年度 当初予算額 A	平成29年度 当初予算額 B	比較 C (A-B)	増減率(%) C/B*100
7 商 工 費	1 商 工 費	1 商工総務費	241,277	243,317	△ 2,040	△ 0.8
		2 商工振興費	650,436	558,521	91,915	16.5
		3 消費者政策費	3,388	3,481	△ 93	△ 2.7
計			895,101	805,319	89,782	11.1

7款 商工費

1項 商工費

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	本年度予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国庫支出金	地方債	その他	
1 商工総務費	241,277	243,317	△2,040				241,277
2 商工振興費	650,436	558,521	91,915	46,505 国庫支出金 38,811 県支出金 7,694		13,208 諸収入	590,723

節			目 の 説 明	
区 分	金 額	説 明		
2 給料	115,848	給料	115,848	職員人件費【職員課】 239,293 産業労働政策課10人 経営支援課7人、産業振興課13人 計30人
3 職員手当等	84,718	地域手当 扶養手当 住居手当 通勤手当 特殊勤務手当 時間外勤務手当 管理職手当 期末手当 勤勉手当 休日勤務手当	11,423 3,726 2,352 2,167 1 8,100 7,344 29,739 19,763 103	一般事務費【産業労働政策課】 1,984
4 共済費	38,727	職員共済組合負担金 公務災害補償基金負担金 職員互助会負担金	38,304 162 261	
9 旅費	164	普通旅費	164	
11 需用費	990	消耗品費 燃料費 食糧費 修繕料	576 176 8 230	
12 役務費	59	通信運搬費	59	
14 使用料及び賃借料	771	会場等借上料 電子複写機等借上料 有料道路等使用料	32 724 15	
1 報酬	1,939	商工行政審議委員報酬 商工資金審査委員報酬	369 1,570	一般事務費【産業振興課】 2,102 商工行政審議会経費【産業労働政策課】 376
8 報償費	2,310	講師等報償金 地域貢献事業者報奨金	1,810 500	産業団体補助事業 30,000 NHK跡地整備事業 6,119 映像関連普及事業 4,645 映画祭関連事業 60,000
9 旅費	3,294	普通旅費	3,294	企業動向等調査事業 6,753 中小企業都市連絡協議会運営事業 14,543 企業立地推進事業 19,965 一般事務費【経営支援課】 264
11 需用費	17,355	消耗品費 燃料費 食糧費 印刷製本費 光熱水費 修繕料	5,889 160 33 6,645 2,600 2,028	商工勤労ニュース作成事業 826 地域貢献事業者認定事業 1,865 川口産業振興公社補助事業 83,000 経営支援事業 4,348 中小企業資金融資事業 140,550 観光事業【産業振興課】 96,999 工業振興事業 6,170 消費拡大事業 1,843
12 役務費	2,824	通信運搬費 筆耕翻訳料 広告料 自動車等損害保険料 賠償責任保険料 火災等保険料 金融機関換金手数料	941 3 1,535 4 131 10 200	商店街活性化事業 79,000 市産品フェア事業 69,976
13 委託料	141,318	システム開発・保守委託料 パンフレット等作成委託料	924 6,920	

7款 商工費

1項 商工費

目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	

7款 商工費

1項 商工費

目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
3 消費者政策 費	3,388	3,481	△93	282 県支出金		874 使用料及び 手数料	2,232

節		目 の 説 明	
区 分	金 額	説 明	
		商店街コミュニティ関連施設設置事業補助金 18,625	
		県外国人観光客誘致推進協議会負担金 80	
		商店街照明施設維持管理事業補助金 13,000	
		中小企業経営支援専門家派遣事業補助金 300	
		住工共生コミュニティ活動事業補助金 1,500	
		商店街法人組織化事業補助金 100	
		釣竿優良品展示会等補助金 200	
		川口宿鳩ヶ谷宿日光御成道まつり実行委員会補助金 80,000	
		商店街美化促進事業補助金 5,666	
		鋳物技術センター補助金 231	
		地域資源活用事業補助金 3,000	
		商店街調査診断事業補助金 200	
		工業振興協議会補助金 616	
		東京オリンピック・パラリンピック地域活性化推進首長連合負担金 300	
		商店街空き店舗活用事業補助金 4,000	
		商店改修事業補助金 10,000	
21 貸付金	1,854	中小企業経営合理化資金融資預託金 968	
		特別小口事業資金融資預託金 886	
22 補償・補てん及び賠償金	26,673	資金融資損失補償金 26,673	
8 報償費	550	講師等報償金 550	一般事務費【産業労働政策課】 35
9 旅費	264	普通旅費 264	消費者講座関係事業 699
11 需用費	659	消耗品費 405	消費者政策啓発事業 1,498
		食糧費 33	計量及び商品表示適正化事業【産業振興課】 1,156
		印刷製本費 147	
		修繕料 30	
		被服費 44	
13 委託料	1,636	会場設営等委託料 1,178	
		電子天秤補修委託料 117	
		計量器定期検査委託料 341	
14 使用料及び賃借料	96	会場等借上料 86	
		有料道路等使用料 10	
18 備品購入費	145	事業用器具費 145	

7款 商工費 1項 商工費

目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
計	895,101	805,319	89,782	46,787	0	14,082	834,232

(単位：千円)

節			目 の 説 明
区 分	金 額	説 明	
19 負担金・補助 及び交付金	38	県中部地区消費者行政推進連絡協議会負担金 20 全国特定市計量行政協議会負担金 18	

報告事項（２） 川口市産業振興指針の改定について

1 改定の背景と内容

（１） 背景

- （ア）現指針は平成２３年４月に施行
- （イ）東日本大震災が平成２３年３月に発生
- （ウ）旧鳩ヶ谷市と平成２３年１０月に合併
- （エ）平成２８年４月には第５次川口市総合計画を施行
- （オ）平成３０年度から「中核市」に移行

（２） 内容

本市の産業構造は、鋳物、機械などをはじめとした製造業のほか、医療・介護・福祉・子育て関連産業など、幅広い業種で構成され、その多様性が市民生活の質の向上に密接に関連している。そこで、市内産業の現状と課題を把握し、それぞれの業種から求められる新しい施策の方向性を定め、全市をあげて取り組む指針に改定する。

2 改定に向けた取り組み

（１） 市内産業の振興に関する懇談会（平成２９年度に５回開催）

（ア）第１回市内産業の振興に関する懇談会

a 開催日

平成２９年６月２９日（木）午後２時

b 内容

- （a）川口市の産業の現状について
- （b）現在の川口市産業振興指針及び実施計画の概要について
- （c）改定の取り組みについて
- （d）講演「産業振興指針の再確認と改定の意味について」

（イ）第２回市内産業の振興に関する懇談会

a 開催日

平成２９年８月３１日（木）午後２時

b 内容

- （a）アンケート調査 中間報告
- （b）各委員による経営の現状と課題報告及び意見交換

（ウ）第３回市内産業の振興に関する懇談会

a 開催日

平成２９年１０月１２日（木）午後２時

b 内容

- （a）アンケート調査 結果報告
- （b）企業訪問ヒアリング調査 中間報告
- （c）各委員による経営の現状と課題報告及び意見交換

（エ）第４回市内産業の振興に関する懇談会

a 開催日

平成２９年１２月１５日（金）午後２時

b 内容

- （a）各委員による経営の現状と課題報告及び意見交換
- （b）川口市産業振興指針（案）の概要について

(オ) 第5回市内産業の振興に関する懇談会

a 開催日

平成30年2月14日(水) 午後2時

b 内容

市内産業の振興に関する懇談会報告書(案)について

(2) アンケート調査

(ア) 調査対象

総数：2,500件

(内訳：製造業522件 非製造業1,896件 大規模小売店82件)

(イ) 調査期間

平成29年7月～8月

(ウ) 回答数

	配布数	回答数	回答率
総計	2,500	842	33.7%
製造業	522	208	39.8%
非製造業	1,896	604	31.9%
大型小売店	82	30	36.6%

(3) 企業訪問ヒアリング調査

(ア) 訪問企業数

34社(内訳：製造業13社 非製造業16社 大型小売店5社)

(イ) 調査期間

平成29年10月～11月

(4) 市内産業団体との意見交換会

(ア) 団体数

8団体(幅広い業種の会員で構成する団体を対象として選定)

(イ) 団体名 会員数

No.	団体名	会員数
1	川口商工会議所	7,822 事業所
2	川口商工会議所女性会	84 事業所
3	鳩ヶ谷商工会	1,298 事業所
4	鳩ヶ谷商工会女性部	76 事業所
5	川口法人会	4,978 事業所
6	川口市商店街連合会	1,745 事業所
7	埼玉県中小企業家同友会川口地区会	50 事業所
8	連合埼玉 川口・戸田・蕨地域協議会	うち市内3団体

3 改定に向けた取り組みの中での主な意見

No.		主な意見
1	現状に即した産業振興に関する意見	<ul style="list-style-type: none"> ・異業種間の連携が不十分 ・ネットワークの場づくりを通じた企業間取引の拡大が不足 ・幅広い業種が事業を営む「商いの街」への支援強化 ・市内企業について魅力発信する場の更なる充実
2	中小企業・小規模企業の支援に関する意見	<ul style="list-style-type: none"> ・後継者問題、円滑な事業承継への対応が不足 ・中小企業・小規模事業者の生産性向上の取り組み ・多様な業種や企業との連携による新事業の展開が不十分 ・自主的な取り組みへの支援が不足
3	販路拡大や創業環境に関する意見	<ul style="list-style-type: none"> ・市産品フェア等販路拡大の機会が不足 ・地域貢献事業者認定制度の活用が不十分 ・創業、第2創業支援が不足
4	操業場所に関する意見	<ul style="list-style-type: none"> ・事業用地が不足 ・操業環境問題による事業継続のリスクの高まり ・整備途中であるS K I Pシティの活用促進
5	人材不足、人材育成に関する意見	<ul style="list-style-type: none"> ・人材が不足している ・技術・技能の伝承が難しい ・人材が育成できていない ・女性の活躍できる環境づくりが不十分
6	就労環境に関する意見	<ul style="list-style-type: none"> ・働きやすい環境の整備
7	都市農業・緑化産業に関する意見	<ul style="list-style-type: none"> ・農地の減少 ・担い手不足の深刻化 ・農業経営の低迷・重い税負担
8	活発な商店街の振興に関する意見	<ul style="list-style-type: none"> ・商店街の組織力が低下 ・空き店舗が増加
9	地域産業資源を生かした取り組みに関する意見	<ul style="list-style-type: none"> ・地域産業資源を活用した誘客が不十分

報告事項(3) SKIPシティ国際Dシネマ映画祭^{にーまるいちほち}2018の開催について

1 趣 旨

本映画祭は、デジタルシネマをテーマとする世界で初めての国際映画祭で、平成16年から毎年開催し、今年で15回目と節目の年を迎えます。

世界からデジタルの新たな表現の可能性を感じる作品を公募してノミネート作品を上映、さらに優秀作品を顕彰することで、次代を担うクリエイターを発掘するとともに、映像関連産業の発展に寄与することを目的として開催するものです。

この映画祭で入賞あるいはノミネートされた作品が海外の国際映画祭で上映され、優秀な成績を収める方や、国内の映画館で上映される作品など着実に成果を挙げており、今や世界中の映画関係者が注目する映画祭となっております。

また、本年度は、15回目を迎えることから、本市を舞台とした映画を制作し、オープニング作品として上映いたします。

毎年多くの市民の皆様にご来場をいただいておりますが、今回も市民の皆様楽しんでいただける魅力ある映画祭となるよう、内容を充実してまいりますので、是非皆様の御来場をお待ちしております。

2 開催時期 平成30年7月13日(金)～7月22日(日)の10日間

3 会 場 SKIPシティ映像ホール (彩の国ビジュアルプラザ)
多目的ホール (埼玉県産業技術総合センター)

4 主な内容

- (1) 国際コンペティション (日本作品を含む長編作品)
- (2) 国内コンペティション (長編部門及び短編部門の2部門)
- (3) その他
 - ア 特別上映
 - イ カメラクレヨン
- (4) 市民交流イベント

5 交 通

JR川口駅より無料シャトルバス運行
映画祭来場者はSKIPシティ駐車場の駐車料金無料

6 問い合わせ

経済部 産業労働政策課 産業創出係 048-258-1619 (直)

報告事項（４） 第11回中小企業都市サミット in 川口について

1 中小企業都市サミットについて

中小企業都市サミットとは、「ものづくり」中小企業が集積する7都市の地方自治体と商工会議所（支部）で構成する中小企業都市連絡協議会*が主催する主要事業の1つで、参加都市の自治体及び商工会議所の代表が一堂に会して、都市の成り立ちや立地条件の相違を超えて、中小企業が直面している共通課題について意見交換を行い、その解決への方向を模索し、国に対して政策提言を行う。

2 第11回中小企業都市サミット in 川口の開催について

(1) 日程：平成30年10月25日（木）～26日（金）

(2) 会場：埼玉県川口市（川口総合文化センター・リリア及びSKIPシティ）

※中小企業都市連絡協議会【次の7都市の自治体と商工会議所（支部）で構成】

- ①埼玉県川口市 ②東京都墨田区 ③東京都大田区 ④長野県岡谷市
⑤石川県加賀市 ⑥大阪府東大阪市 ⑦兵庫県尼崎市

○中小企業都市サミット開催状況

開催都市	日 程	メインテーマ
第 1 回 大阪府東大阪市	H 9. 5/22・23	産業の空洞化の解決
第 2 回 東京都大田区	H10. 11/19・20	魅力ある中小企業都市の創造 -21世紀のものづくり、人づくり-
第 3 回 東京都墨田区	H12. 6/ 1・ 2	地域ものづくり人材の育成と その人々の活躍
第 4 回 兵庫県尼崎市	H14. 5/28・29	知恵の交流による地域産業活力の創出
第 5 回 埼玉県川口市	H16. 5/27・28	新しい中小企業の道標と中小企業都市 ～グローバル化の中での集積メリットの再構築～
第 6 回 長野県岡谷市	H18. 10/18・19	「地域社会を元気にする中小企業群像」 ～「元気組」の創造に向けて～
第 7 回 大阪府東大阪市	H21. 7/28・29	モノづくり中小企業における 経済危機克服と新たな成長への針路
第 8 回 東京都大田区	H23. 8/ 4・ 5	ものづくり日本の再興
第 9 回 東京都墨田区	H25. 8/ 8・ 9	ものづくりの新たな魅力発信と ネットワーク
第 10 回 兵庫県尼崎市	H28. 8/ 4・ 5	今こそ！「ひと」が主役でチャレンジする 「ものづくり」

報告事項（５） 住宅宿泊事業法（民泊）について

1 概要

住宅宿泊事業法は、急速に増加するいわゆる民泊について、安全面・衛生面の確保がなされていないこと、騒音やゴミ出しなどによる近隣トラブルが社会問題となっていること、観光旅客の宿泊ニーズが多様化していることなどに対応するため、一定のルールを定め、健全な民泊サービスの普及を図るものとして、平成29年6月に制定され、平成30年6月に施行する法律です。

（１）住宅宿泊事業にかかる事務の移譲について

住宅宿泊事業に関する事務は、原則として都道府県が担いますが、保健所設置市等は、協議により実施することができます。本市では、平成30年2月28日に「住宅宿泊事業法に基づく住宅宿泊事業等関係行政事務処理に関する協議書」を埼玉県知事と川口市長で締結しました。

【川口市が移管を受けた事務】

住宅宿泊事業法で県が行う全ての事務（川口市内に限る。）

- ・届出受理、内容審査
- ・指導監督（業務改善命令、業務停止命令等）
- ・住宅宿泊事業を制限する条例の制定事務
- ・定期報告の受理、報告書聴取、立入調査 等

（２）条例の制定について

住宅宿泊事業（以下「事業」という。）の実施による地域活性化と良好な住環境の確保の両立を図るため、住宅宿泊事業法第18条の規定に基づき、区域を定め、事業を実施する期間を制限する条例を制定します。本条例は、本年6月15日の施行を予定しています。

【条例の内容】

- ・制限を行う区域：商業地域を除いた市内全域
- ・制限を行う期間：上記制限区域において毎年9月16日から翌年の7月15日まで

営業することが可能な期間														
区域	月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	営業可能日数
	商業地域		営業可能期間											
商業地域以外								営業可能期間						62

※  は営業可能期間

※ 商業地域以外は、7/16～9/15の期間のみ、営業可能

報告事項（6） 川口市ポイント券発行事業について

マイナンバーカードを利用し、各種クレジットカード会社のポイントや航空会社のマイレージ等を、市内店舗でのみ利用可能な金券と交換し、利用していただくことでマイナンバーカードの普及、及び地域経済の活性化を図る。

【制度の概要】

- 1 金券交付開始日
平成30年6月1日（金）から
- 2 金券交付場所
本庁舎産業振興課窓口、各支所（6箇所）、駅前行政センター
- 3 発行する金券
1枚500円（クレジットカード会社等から移行された川口市ポイント500ポイントと交換）
- 4 金券有効期限
金券発行日から12ヶ月を経過した月の末日まで
- 5 加盟店資格
市内店舗のうち、売場面積が500㎡未満であり、かつ1千㎡以上の大規模小売店舗内のテナントでないこと
- 6 加盟店参加費及び事務手数料
無料
- 7 金融機関換金期限
金券有効期限の翌月の末日まで
- 8 取扱金融機関
埼玉りそな銀行、武蔵野銀行、川口信用金庫、青木信用金庫

報告事項（7） 川口市市産品フェア^{にーまるいちほち}2018の開催について

1 趣旨

「川口ブランド」といえる市内企業で製造・生産された「市産品」や市内で営業するあらゆる業種のサービスなどを広くPRすることで、市内中小企業の振興と地域経済活性化の一助になるものと考え、川口商工会議所や鳩ヶ谷商工会をはじめ、市内の産業支援機関や業種団体、金融機関と連携し、市産品を一堂に集めた展示会など、市内外の企業や市民、近隣自治体に大々的にPRし、市内企業の受注機会と販路の拡大を図るため開催するものです。

更には、多くの市民の皆様にも会場へ足を運んでいただけるように、楽しみながら市産品を知っていただくため多彩なイベントを企画するものです。

2 開催時期 平成30年10月26日（金）～28日（日）の3日間

3 会場 SKIPシティA街区内施設及びB街区内

4 実施内容

- (1) 市産品展示会
- (2) 緑化産業・飲食店舗コーナー
- (3) 産業団体等紹介コーナー
- (4) 受発注企業商談会・出展者等プレゼンテーション
- (5) 講演会
- (6) 誘客イベント（技能フェスタ・野外ステージなど）
- (7) 全日本製造業コマ大戦

5 昨年度からの主な変更点

- (1) 10月25日（木）、26日（金）に、中小企業が集積する全国7都市の首長及び商工会議所会頭が出席し、国や関係機関へ提言を行う「中小企業都市サミット」を本市で開催するにあたり、26日（金）の市産品フェア開会式終了後に各都市のPRや共同宣言の実施を調整中
- (2) 10月28日（日）に、全日本製造業コマ大戦川口市市産品フェア2018場所を多目的ホール内で開催
- (3) 川口市を舞台とした、SKIPシティ国際Dシネマ映画祭2018オープニング作品（中核市移行記念作品）を上映する
- (4) 11月11日（日）に開催する「第3回 川口宿 鳩ヶ谷宿 日光御成道まつり」の開催PRを実施する
- (5) 市産品フェアHP上で出展企業の商談希望相手（発注及び受注）を掲載させる等、商談に結びつく取り組みを強化する

- 6 交 通 川口駅・西川口駅・新郷スポーツセンター（安行スポーツセンター・鳩ヶ谷駅経由）より無料巡回バス運行
- 7 主 催 川口市・川口市市産品フェア実行委員会

報告事項（８） 第３回 川口宿 鳩ヶ谷宿 日光御成道まつりの開催について

1 概要

川口市内を南北に縦断する日光御成道は、徳川家康が祀られた日光東照宮に、歴代の徳川将軍が社参（参詣）に向かう専用道として江戸時代に整備、発展した歴史ある街道です。

この歴史的財産である日光御成道を舞台に、地域の一体感の醸成と新たな郷土愛を育むとともに経済の活性化を図り、観光資源としても全国に発信するため、徳川将軍の社参行列の再現等を行う「第３回 川口宿 鳩ヶ谷宿 日光御成道まつり」を次のとおり開催いたします。

2 開催日時 平成３０年１１月１１日（日）※雨天順延なし

川口宿会場…１０：００～１３：００頃

鳩ヶ谷宿会場…１３：００～１６：００頃

雨天時の対応…リアで開催（マーチングは中止）

3 行列コース

川口宿…キュポ・ラ広場 ⇒ 本町大通り ⇒ 錫杖寺 ⇒

ミエル前（パレードは一部のみ） ⇒ SR川口元郷駅

鳩ヶ谷宿…昭和橋交差点 ⇒ 日光御成道 ⇒ 地藏院

4 行列計画（総勢約１，５００人）

- ・路上定点パフォーマンス（郷土芸能、木遣り、初午太鼓等）約１５０名
※道路封鎖後、３０分程度定点で実施
- ・元気川口・御成道サンバパレード
【真島氏、御成姫、腰元（公募参加４０名）、小学生、高校生】約２１０名
- ・川口歴史行列（川口ゆかりの歴史上の人物を配した行列）約８０名
- ・日光御成道先乗り隊（武士を引き連れ社参を先乗りする武士、武家の娘）約３０名
- ・日光御成道捕物張（定町廻りによる巡回警備）約１０名
- ・日光社参行列（徳川将軍日光社参行列を再現）約２６０名（うち公募参加１００名）
- ・マーチングバンド（川口宿 １０校程度、鳩ヶ谷宿 １０校程度）約８００名

5 出演者計画

- ・一般公募（１４０名）…参加料１万円×１４０名
- ・協賛企業、協力団体
- ・ゲスト 俳優 原田 龍二様、振付師 真島 茂樹様

6 主催

川口宿 鳩ヶ谷宿 日光御成道まつり実行委員会